

答申第19号の概要

農地転用許可申請に係る非訂正決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

異議申立人の隣接地所有者が県に提出した農地転用許可申請書（以下「本件公文書」という。）及び添付書類に記載されている異議申立人の個人情報訂正請求に対し、岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った非訂正決定は妥当である。

2 訂正請求の内容

下記農地転用の申請書及び許可書の添付書類を含む一式の内の一部記載事項の削除

・平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 岐阜県指令飛農第〇〇号

住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇㎡

〔削除を請求する箇所〕

①許可申請書の「7. その他参考となるべき事項」中、「・同所〇〇番、宅地、〇〇〇〇㎡、〇〇所有地の一部（別添承諾書、参照）A = 〇〇㎡を出入口として含んで利用したい」の部分（以下、「訂正請求箇所①」という。）

（訂正の理由）

私は不知であり、また、図及び現地に該当する場所がなく不実記載であるため。

②許可申請書添付書類の「計画平面図」中、異議申立人所有地である「地番〇〇の土地の記載に係る部分」（以下、「訂正請求箇所②」という。）

（訂正の理由）

公図及び現地に該当する場所がなく不実記載である。

③許可申請書添付書類の異議申立人が隣接地所有者に提出した「農地転用による隣接地承諾書」中、「承諾」欄中の記載「住所〇〇－〇〇」及び「氏名〇〇〇〇」並びに「印影」（以下、「訂正請求箇所③」という。）

（訂正の理由）

①、②の削除理由の他に、1階建が2階、庭が借地等大部分が不実記載であり、特に削除を求めた件は全く信頼を裏切る不当行為であり許されない。

3 実施機関の非訂正決定理由

訂正する義務が発生するのは、訂正請求に理由があると認めるときであり、訂正の範囲は、請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内となる。

訂正請求の理由の有無について、下記のとおり判断した。

① 許可申請書「7. その他参考となるべき事項」について

訂正する義務が発生するのは、当該個人情報が事実でないことが判明した場合であり、その記載事項について、不知であったか否かに左右されるものではなく、事実誤りがあるとまでは確認できない。

② 計画平面図について

請求人は、「公図及び現地に該当する場所が無い」との理由を述べているが、本件にて訂正を請求している「地番〇〇」に関しては、公図及び計画平面図どちらにも記載があり、現地にも存在する土地であり、事実誤りがあるとまでは確認できない。

③ 隣接地承諾書について

建物の構造、庭が貸地、信頼を裏切る不当行為であり許せないといった許可後の事後的に発生した事情を理由として、許可申請の段階で承諾した書面が事実でないと解することはできず、当時の承諾書に誤りがあったとはいえない。

以上により、訂正請求に理由があるとまでは確認できず、また、請求に係る個人情報の有無は、利用目的である農地転用許可に影響しないため、非訂正とする。

4 審査会の判断の概要

訂正の要否の判断基準

訂正請求箇所①から③について、まず、自己の個人情報に該当するかを判断し、自己の個人情報に該当する場合には、当該情報が事実に対応するかを判断する。そして自己の個人情報に該当し、かつ、事実に対応する場合には、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する必要があるか否かを判断する。

○ 訂正請求箇所①について

訂正請求箇所①の農地転用許可申請者（以下、「申請者」という。）が記載した内容について、異議申立人の隣接地の所有者である申請者本人が、本件公文書を提出する際に、自ら農地転用事業にあたって計画を練り、自らの考えを記載した情報であり、実施機関はこれをそのまま取得したものであると認められる。

条例上、第三者が作成した文書を訂正請求制度の対象から除くとする明文規定はないことからすると、第三者が作成した文書について、作成者の意図等に配慮又は考慮してもなお訂正の必要があると認められるときは、実施機関は、事実誤りのある個人情報に係る部分の記載について訂正できる場合もあると考えるが、本件訂正請求箇所の場合は、上記のとおり本件公文書を提出した申請者の意思表示に関する情報である。

このような、実施機関が作成したものではなく、かつ、内容的にも異議申立人以外の者である申請者の意思を表した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性質のものではない。

○ 訂正請求箇所②について

訂正請求箇所②は、申請者が作成した計画平面図に記載されている異議申立人の土地の形状、位置関係、筆界、面積に関する情報であり、これらの情報は、異議申立人の個人情報に該当するとともに、客観的に判断することができる事実に対応する。

一般的に県の許認可事務において、県が許認可の権限を持って判断する場合には、申請者等からその事務の目的の範囲で必要に応じて様々な書類を提出させることにより、個人情報を含む多くの情報を収集しているが、その収集した情報が全て正確であることを多角的に客観的に判断し認可しているものではなく、その提出された書類の目的の範囲で、他の書類等と突合させるなどして記載された情報に誤りがないかの判断を客観的に行ったうえで、適正であると認めた場合に許認可を行っているものと考えられる。

本件において、訂正請求箇所②が記載されている計画平面図は、その利用目的から、

申請者が事業計画の必要性・具体性を示すために、公図に基づいて作成した図面に農地転用の概要や参考となる事項を記載されていれば、実施機関は審査を行うことが可能であって、申請者は公図に記載されている情報を正確かつ忠実に転記して記載する必要性まではないと考えられる。

また、異議申立人が主張する計画平面図と現況の違いについては、対象となる土地の特定や申請地の位置関係については、公図や位置図により確認することができると認められるため、仮に計画平面図が現況や公図どおりでなかったとしても、農地転用許可に影響するものではないと認められる。

さらに、計画平面図は、農地法の農地転用許可の目的を達成するため、その手続の一環として実施機関が農地法に基づき申請者から収集したものであり、事業計画の必要性・具体性、転用目的の実現の確実性の審査は、既に終了し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に農地転用許可されている。

このように、審査を行った当時に適正であったと判断されている状況において、仮に現時点において計画平面図に誤りがあることが判明したとしても、異議申立人による本件訂正請求があった時点では、すでに本件申請による農地転用計画は完了されているため、農地法の目的から判断すると、本件保有個人情報の利用目的は達成されていると判断することができる。

また、農地法の許可により利用目的を達成した後においては、当該保有個人情報は許可当時の状況等を確認する必要があることから、その利用目的は、農地転用許可申請当時の記録として、そのままの状態と保存することにあると解することができる。

許可後のこのような利用目的からすると、当該保有個人情報は、農地転用許可申請当時の審査に供されたままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異なる点があったとしても、それを理由に訂正に応じることは当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

○ 訂正請求箇所③について

異議申立人が訂正を求めている訂正箇所③が記載されている隣接地承諾書は、異議申立人が押印し、申請者に提出したものであり、異議申立人が農地転用の同意の意思を書面に表示した情報である。

異議申立人は、本件申請当時の土地について種々主張するが、いずれにしても、異議申立人は農地転用許可の目的を承知して押印したことを認めており、隣接地承諾書への押印により農地転用許可を承諾したことは、異議申立人の意思を書面で表示したものであることにはかわりはない。

実施機関が作成したのではなく、かつ、内容的にも本人の意思を表した情報は、客観的な正誤の判定の対象となるような性質のものではなく、条例による訂正請求の対象となる事実の誤りがある場合には該当せず、個人情報を訂正しなければならない場合には該当しない。

その他の異議申立人の主張について、非訂正決定とした判断に影響を与えるものではない。